

平成 22 年度

# 檜原村の一貫教育



檜原村教育委員会



## はじめに

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神に満ちた健全な人間の育成と、我が国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成を期して行われなければなりません。

同時に教育は、社会の変化に対応して絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が重要になっています。

檜原村においても、社会状況の変化に伴い、様々な教育課題が生じております。従前より、檜原小・中学校はこれらの教育課題に対応するために、小中連携教育を行ってきたところですが、檜原村教育委員会は、小中連携教育を小中一貫教育に深化させることで、檜原村の抱える教育課題に、より一層的確に対応することとし「小中一貫教育に向けての檜原村教育委員会ビジョン」を示して、平成23年度より、檜原村における小中一貫教育を行うことを表明いたしました。

檜原村の小中一貫教育は「檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱」を基に行われますが、檜原村教育委員会は、檜原村小・中一貫教育検討委員会をはじめ関係機関の皆様の意見を参考にしながら、要綱の内容の具現化に努めてまいります。

今後も、檜原村教育委員会は、冒頭に述べた教育の目的を踏まえるとともに檜原村の抱える教育課題に対応していくために、小中一貫教育を推進することで学校教育の充実を図り、檜原村総合計画の基本目標の一つである「心豊かな村民を育む村づくり」の実現を目指してまいります。

檜原村教育委員会

## 目 次

檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱	1
檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱の詳細と解説 22年度版	2～11
檜原村立小・中学校一貫教育基本計画第一期計画	12～21
平成22年度檜原小・中学校一貫教育推進要項	22～27
檜原村立小・中学校一貫教育推進構想図	28
〈参考資料〉	
檜原村小・中一貫教育検討委員会設置要綱	29
檜原村小・中一貫教育検討委員会委員名簿	30

---

# 檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱

平成21年4月1日  
檜原村教育委員会

(目的)

**第1条** この要綱は、児童・生徒の生きる力の育成を図るために、檜原村の教育課題を踏まえながら、共通の考えの下に義務教育期間を通して計画的・継続的な教育を行う檜原村立小・中学校一貫教育（以下「一貫教育」という）の推進を図ることを目的とする。

(檜原学園)

**第2条** 一貫教育を行う学校として、檜原村立檜原小学校及び檜原村立檜原中学校をそれぞれ檜原学園檜原小学校、檜原学園檜原中学校と通称する。

(一貫教育基本計画)

**第3条** 一貫教育は、檜原村小・中一貫教育検討委員会が5年ごとに作成する檜原村小・中一貫教育基本計画（以下「一貫教育基本計画」という）に基づいて実施する。

2 一貫教育基本計画は、次に示す一貫教育を行うために必要な取組及び一貫教育を行う体制をつくる取組に関する活動を年度ごとに示したものとする。

(1) 一貫教育を行うために必要な取組

① 義務教育期間を通じた教育課程の編成・実施

② その他必要とされる取組

(2) 一貫教育を行う体制をつくる取組

① 小中共通の考えに立つ檜原学園経営計画の策定

② 小中共通の考えに立つ檜原学園運営組織の編成と活動

③ 小中共通の考えに立つ檜原学園評価の実施と活用

④ 一貫教育に関する啓発

⑤ その他必要とされる取組

(檜原学園経営計画)

**第4条** 檜原小学校長並びに檜原中学校長が行う檜原学園の経営は、檜原学園経営計画を年度ごとに作成し、それを実施、検証するものとする。

2 檜原学園経営計画は、一貫教育基本計画に示された活動を行うための方策を示したものとする。

3 一貫教育の充実を図るため、年度ごとに実行した方策を検証するものとする。

(報告義務)

**第5条** 檜原小学校長並びに檜原中学校長は、檜原学園経営計画の実施状況及び検証結果を檜原村教育委員会に報告するものとする。

附記

1 一貫教育は平成23年度より実施する。

2 檜原小学校長並びに檜原中学校長は、学習指導要領をはじめとする教育に関わる法令に留意しながら、檜原学園の経営を行うものとする。

# 檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱の詳細と解説 22年度版

檜原村教育委員会

## 第1条（目的）について

### 1. 檜原村における一貫教育の必要性

檜原村の教育課題に対応するため一貫教育を推進する。なお、檜原村の教育課題とは、我が国の普遍的教育課題及び檜原村固有の教育課題をいう。

#### (1) 我が国の普遍的教育課題に対応するために

##### ① 校種を超えた発達支援が必要

義務教育9年間における児童・生徒の発達には個人差があり、一人一人の成長を支援するためには、6-3制という学校区分や小・中学校という校種の違いを超えた取組が必要である。

##### ② 校種を超えた教科指導が必要

教科の指導内容は、系統性、発展性をもって構成されており、より深い学びの充実を得るには、義務教育9年間を見通した連続性のある指導を校種の違いを超えて行う必要である。

##### ③ 校種を超えた豊かな心情と望ましい人間関係の育成が必要

自立心や社会性は、多様な人間関係の中ではぐくまれるものであるが、少子化が進む現状では、小学生と中学生が共に活動することにより、豊かな心情や望ましい人間関係を育てる必要がある。

##### ④ 小・中学校の接続の検討が必要

教育活動における学習内容の難易度や指導体制・方法の違いから生ずるいわゆる「中一ギャップ」の増加に関連して、小・中学校の接続の在り方を検討する必要がある。

##### ⑤ 幼稚園・保育園と小学校の接続の検討が必要

個々の興味優先の活動から集団優先の活動や遊び中心の活動から学習中心の活動等活動の変化から生ずるいわゆる「小一プロブレム」の増加に関連して、幼稚園・保育園と小学校の接続の在り方を検討する必要がある。

#### (2) 檜原村固有の教育課題に対応するために

##### ① 児童・生徒全員の学力の定着が必要

各種学力調査によると、東京都や全国の平均に達していない児童・生徒がいる。また、教科指導においても学習サポート等の支援を必要とする児童・生徒もいる。児童・生徒全員に確かな学力を身に付けさせることに一層努める必要がある。

##### ② 授業時数の有効活用が必要

檜原小・中学校は様々な特色ある教育活動を行っているが、いずれも児童・生徒の心身の成長にとって有意義なものであり、その取組も多い。限られた時数で多くの取組を行うために、学習内容が重複しないように9年間を見通して行うなど、工夫することで授業時数を有

効に活用する必要がある。

③ 義務教育期間を通じた健全育成が必要

学校評価や学校運営連絡協議会等で、檜原村の子供は、中学校を卒業すると規範意識が薄れ、新たな環境への適応に戸惑いがちであると言われている。小・中学校の教員は、児童・生徒にどのような価値観をもたせたらよいのか、しっかりした自己判断能力を身に付けさせるにはどうしたらよいのか等について共通理解を深め、義務教育9年間という長期的な展望に立って児童・生徒を指導していく必要がある。

④ 義務教育期間を通じた教育相談体制が必要

子供たちは成長するにつれ、様々な悩みをもつようになる。檜原村の児童・生徒も例外ではない。そして、その悩みは小学生から中学生になっても、もち続けることもある。特に、いじめをはじめとする人間関係に起因する問題は、人数が少なく人間関係が小・中学校を通して固定化しがちな檜原村の児童・生徒の間に発生するとその解決は難しくなる。それが不登校につながると更に難しくなる。そのためにも、檜原小・中学校は児童・生徒一人一人の悩みをしっかりと把握し、義務教育期間を通して、同じ体制のもとで指導や助言を行う必要がある。

⑤ 連携して行う安全指導が必要

近来、交通安全指導だけではなく、様々な安全指導が必要になってきた。特に、檜原小・中学校では不審者に関わる安全指導を連携して行っているが、これは、檜原村の地理的な特性上、他地域の学校よりも重要視しなければならない指導である。また、これまで行った携帯電話やインターネットにかかわる安全指導のように、社会状況を反映して生ずる新たな安全指導についても、檜原小・中学校は共通理解をもって行う必要がある。

⑥ 連携して行う健康指導が必要

檜原小・中学校は児童・生徒の虫歯や肥満について連携して改善活動を行い、一定の成果を上げてきた。しかし、今後も継続しなければならないのが現状である。また、児童・生徒の健康は学校生活につながるという観点から、虫歯や肥満以外にも、体力の低下等児童・生徒の健康上の課題も明らかにし、共通理解の下に改善する活動を行う必要がある。

⑦ 児童・生徒の減少への対応が必要

児童・生徒の減少は教育活動にも影響する。檜原中学校でも、一定の人数が必要な体育大会をはじめとする諸行事に影響が出ている。このことは、近い将来、檜原小学校でも起こりうることである。早い段階から影響が出る教育活動を明らかにし、少人数でも活動できる方策を立てることが必要である。逆に、児童・生徒の減少をプラスに考え、少人数であるからこそできる教育活動や指導方法を積極的に開発する必要がある。

また、児童・生徒の減少は、檜原村の学校教育について村民に不安をもたらす。児童・生徒が減少してもそれに十分対応できる教育活動を行うことができることを具体的に示す必要がある。

⑧ 学校支援の負担を軽減することが必要

檜原小・中学校の教育活動には保護者の支援が必要なものが多い。しかし、⑦と関連して保護者数も減少し続けており、従来と同じ方法で活動を行うと保護者の負担は増加する。保

護者や関係機関の支援が必要な教育活動を行うにあたっては、可能な限り負担を軽減できるような方策を考える必要がある。

## 2. 檜原村における一貫教育実施の歩み

従前より、檜原小・中学校は、様々な連携教育（活動も含む）を行うことで檜原村の教育課題に対応してきた。

檜原村教育委員会は、その対応をより有効にするには、これまでの連携教育を小中共通の認識の下に義務教育9年間を通して計画的・継続的に行う一貫教育に発展させることが大切と考え、平成20年3月告示の小学校学習指導要領が全面実施される平成23年度より一貫教育を行うことを表明した。

これを受けて、檜原小・中学校は、平成23年度からの一貫教育実施を見据えた教育や活動を行っている。

〈参考：檜原村における連携教育から一貫教育への歩み〉

○ 従前より、檜原小・中学校は、一部の教育活動を連携して行っていた。

（連携の例）

- 生活指導主任会、小・中学校生活指導連絡会
- 養護教諭連絡会、小・中学校保健委員会
- 小・中学校教育相談担当者会

○小・中合同研修会も年一回行われていた。（主として、児童・生徒の状況についての意見交換）

○小・中学校間の授業交流も行われていた。教科数も拡大していった。

↓

○平成18年度より、檜原小・中学校は「檜原小・中学校連携要項」を作成し、連携教育を組織的に行うことでその成果の充実を図った。

○平成18年7月27日、檜原村教育委員会は「檜原村立小・中学校の連携推進に関する要綱」を示した。（施行日は4月1日）

[連携を推進する趣旨]

義務教育期間を通した一貫性のある教育課程を編成し、地域に根ざした特色ある教育活動を推進することにより、檜原村の学校教育の一層の充実を目指す。

[推進する連携の内容]

- 教育課程の編成・実施・評価に関すること
- 児童・生徒の生活指導、教育相談等に関すること
- 学校行事等の実施に関すること
- 教職員の研修等に関すること
- その他、連携推進に関する課題に関すること

↓

○平成20年7月1日、檜原村教育委員会は「檜原村小・中一貫教育検討委員会（一貫教育検討委員会）設置要綱」を施行し、9月8日の一貫教育検討委員会で「小・中一貫教育に向けての檜原村教育委員会ビジョン（ビジョン）」を示した。

### [ビジョンの内容]

- 一貫教育の目的を「生きる力」をはぐくむこととする。
- 平成23年度より一貫教育を行う。
- 一貫教育検討委員会は平成22年度末までに一貫教育の基本計画を作成する。
- 義務教育期間を通したカリキュラムを編成する。
- これまでの連携教育を生かした一貫教育の実施計画を作成する。
- 一貫教育検討委員会は、保育園と小学校の接続についても協議する。

↓

○平成20年11月28日、檜原小・中学校は檜原村教育委員会研究指定校として研究発表を行った。  
それまで行ってきた連携教育のまとめとなるものであった。

↓

○平成21年4月1日、檜原村教育委員会は、ビジョンの内容を具体化するために、「檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱」（要綱）及び要綱の詳細と解説を示した。

↓

○平成21年度より、檜原小・中学校は「檜原小・中学校一貫教育推進要項」（一貫教育推進要項）を作成し、平成23年度からの一貫教育実施を見据えた教育活動を行っている。

↓

○平成22年3月29日、一貫教育検討委員会は、檜原村立小・中学校一貫教育基本計画第一期計画を示した。

### 3. 要綱の目的の設定

1、2を踏まえて、檜原村における一貫教育を推進するために、檜原村の一貫教育の目的と定義を明らかにしながら、次のように要綱の目的を定めている。

（一貫教育の目的）児童・生徒の生きる力の育成を図るために、（一貫教育の定義）檜原村の教育課題を踏まえながら、共通の考えのもとに義務教育期間を通して計画的・継続的な教育を行う檜原村立小・中学校一貫教育（以下「一貫教育」という）の推進を図ることを要綱の目的とする。

※「生きる力」とは知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切である。

○基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力 = 知 =

○自ら律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性 = 徳 =

○たくましく生きるための健康や体力など = 体 =

= 文部科学省リーフレットより =

☆この資料（要綱の詳細と解説）に記載している学力とは、上記（「生きる力」）における確かな学力 = 知 = を指す。



## 第2条（檜原学園）について

### 1. 檜原学園及び檜原学園檜原小学校と檜原学園檜原中学校という通称

#### (1) 通称する理由

檜原村の一貫教育は小・中学校をそのままにして実施するが、義務教育9年間を通して、一つの校種としての学校（一貫校という）に近い形（一貫教育校という）で実施するという観点から、小・中学校を合わせて檜原学園と通称する。また、小・中学校は一貫教育校であることを示すため、それぞれを檜原学園檜原小学校、檜原学園檜原中学校と通称する。

#### ※檜原学園の通称について

檜原村の小・中学校という言い方が、檜原学園という言い方になると考えてよい。

#### (2) 通称して期待できること

- ① 小・中学校教員や保護者・村民は、小学校6年間・中学校3年間と区別して行ってきた子供たちへの教育を、義務教育9年間を通して行うという視点をもつことが期待できる。
- ② 子供たちは、自己の成長を義務教育9年間の積み重ねという長期的な展望をもって考えることが期待できる。
- ③ 小・中学校教員は、檜原学園の教員であるという意識をもつことにより、一貫教育に取り組む心一つにすることが期待できる。

小・中学校の教員は、授業交流や合同研修会を通して指導技術を学び合うとともに児童・生徒の様子を相互理解することに努めてきた。その結果、教員個々の力量が高まり、その力量を校種の違いを超えて結集し協働して教育を行えば、より一層、児童・生徒に「生きる力」を身に付けさせられることを実感できるようになった。小・中学校教員は「自分は、義務教育期間のどの期間でどのようなかわり方で檜原村の子供たちを育てていくのか」という檜原学園の教員としての意識をもつことにより、この実感を全員で共有することができる。

### 2. 「檜原学園」及び「檜原学園檜原小（中）学校」の通称を用いる場面

#### (1) 「檜原学園」の通称を用いる場面

- ① 小・中学校が合同で行う教育活動で用いる
- ② 小・中学校が合同で作成する文書（公文書は除く）で用いる
- ③ 小・中学校が合同で行う会議や研修会で用いる

※これにより、従来行われていた会議や研修会の名称は下記の例のように変更される。

（変更例）・小中合同研修会→檜原学園研修会

・小・中学校生活指導連絡会→檜原学園生活指導連絡会

☆小・中学校長は、檜原（副）学園長〇〇〇〇というように、学園長・副学園長の立場となる。

#### (2) 「檜原学園檜原小（中）学校」の通称を用いる場面

- ① 小・中学校が独自で行う教育活動で用いる
- ② 小・中学校が独自で作成する文書（公文書は除く）で用いる

☆小・中学校長は、檜原学園檜原小（中）学校長〇〇〇〇というようにそのままの立場とな

る。

(注) 次のような場合も考えられる。

卒業式については、式名は檜原学園檜原小（中）学校卒業証書授与式とするが、卒業証書（公文書）に記載する学校名は（東京都西多摩郡）檜原村立檜原小（中）学校とする。

◇上記(1)、(2)のいずれにあてはまるのか判断がつかない場合は、その都度、小・中学校間で協議する。

### 3. 檜原学園の教育という通称

1で述べている内容がより一層実感できるよう、檜原村における一貫教育（檜原村立小・中学校一貫教育）を檜原学園の教育と通称する。

☆「檜原学園」の名称は、檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱 附記1に示されているとおり、平成23年度から用いる。

## 第3条（一貫教育基本計画）について

### 1. 一貫教育基本計画の作成とその理由

一貫教育基本計画は、檜原学園の教育を行う上での基盤となるものである。この計画により、檜原学園の教育を、檜原村の学校や教育委員会等の人々の異動等による入れ替わりにかかわらず、内容を変えることなく継続して進めることができる。また、保護者・村民にも檜原学園の教育の将来像を示すことができ、檜原学園の教育についての不安の解消にも役立つ。

☆一貫教育検討委員会は、21年度末に一貫教育基本計画第一期計画（第一期計画）を作成した。

檜原学園の教育は23年度から始まるが、準備及び試行の期間が必要という考えから、第一期計画の実施期間は22年度から27年度までの6年間とされている。

### 2. 一貫教育基本計画の内容

一貫教育基本計画には、檜原学園の活動の活動名及びその内容を具体的に記述する。また、檜原学園長の判断による活動を設定してもよいことも示す。

### 3. 檜原学園の活動の設定方法

次の二つの条件を満たす活動を設定する。

〈条件1〉

要綱第3条2項に示されている取組に関する活動とする。

〈条件2〉

次の事柄を踏まえた活動とする。

(1) 檜原村の教育課題

(2) （要綱第3条2項に示されている）取組の重点

一貫教育検討委員会は、檜原学園の活動を設定する際は、取組の重点を明らかにする。

〈参考：一貫教育検討委員会が第一期計画作成時に明らかにした取組の重点は、次のとおりである〉

◎檜原学園の教育を行う取組の重点

① 檜原学園の教育課程の編成・実施の重点

- ア 檜原学園の教育目標の設定
- イ 義務教育期間を通じた指導計画による学習指導
- ウ 義務教育期間を通じた継続的な学習支援
- エ 義務教育期間を通じた継続的な特別支援教育
- オ 義務教育期間を通して児童・生徒の成長を見ることができるシステム
- カ 義務教育期間の学習段階に応じた指導体制
- キ 少人数を生かしたきめ細かな学習指導
- ク 小・中学校教員の教育活動における連携・交流
- ケ 児童・生徒の交流を生かした教育活動
- コ 保護者・村民、関係機関、ボランティアの支援による教育活動
- サ 児童・生徒と保護者・村民との交流学习

◎檜原学園の教育を行う体制をつくる取組の重点

① 檜原学園経営計画の策定の重点

- ア 檜原学園の教育の構成
- イ 檜原学園の取組に関する活動の方策

② 檜原学園の組織の編成の重点

- ア 檜原学園の教育を進める組織
- イ PTA や学校運営連絡協議会との連携

③ 檜原学園経営計画の評価の重点

- ア 檜原学園の教育目標や教育理念の評価
- イ 檜原学園の組織の評価
- ウ 檜原学園の活動の方策の評価

④ 檜原学園の教育に関する啓発の重点

- ア 檜原学園の教育の保護者・村民への説明
- イ 檜原学園の教育の教職員の研修
- ウ 檜原学園の教育の情報の発信

☆一貫教育検討委員会は、第一期計画の檜原学園の活動を、〈条件1〉、〈条件2〉の他に、次の考え方を加えて設定した。

〈考え方1〉

檜原村の一貫教育を進める基本的な考え（「檜原村の一貫教育は、一貫教育への展望を踏まえ、これまでの檜原小・中学校の連携教育・活動を生かしながら進めていく」＝要綱の詳細と解説21年度版＝）から、21年度一貫教育推進要項にあった活動を次の2とおりで活用する。

活用1 21年度一貫教育推進要項から必要と思われる活動をそのまま選定した。

活用2 21年度一貫教育推進要項から選定した活動を一貫教育の定義（「檜原村の教育課題を踏まえながら、共通の考えの下に義務教育期間を通して計画的・継続的な教育を

行う」=要綱第1条=)の形に近づけた。

※21年度一貫教育推進要項にあった活動は、〈条件1〉、〈条件2〉に合致しているものと考えた。

〈考え方2〉

21年度一貫教育推進要項にはない新たな活動を設定する。その際は、〈条件1〉、〈条件2〉を踏まえるものとする。

#### 4. 一貫教育基本計画の検証

一貫教育検討委員会は、一貫教育基本計画を、檜原村の教育課題、檜原学園の取組の重点、檜原学園経営計画の評価結果等を踏まえて検証する。

### 第4条（檜原学園経営計画）について

#### 1. 檜原学園経営計画の作成

学園長は、副学園長との合意の下に、檜原学園経営計画を年度ごとに作成する。予算や教育関係法令にかかわることもあるので、教育委員会と連携しながら作成する。この計画を実施することが、その年度の檜原学園の教育を行う（檜原学園を運営する）ことになる。

☆22年度は、22年度檜原小・中学校一貫教育推進要項をもって、檜原学園経営計画に替える。

#### 2. 檜原学園経営計画の内容

檜原学園経営計画には、次の事柄について記述する。

##### (1) 檜原学園の教育目標を記述する。

※教育目標は22年度中に設定する。

##### (2) 檜原学園の教育理念を記述する。

檜原学園の教育理念とは、檜原学園の教育目標を達成するための根本的な考え方であり、檜原学園の教育のイメージを表すものである。教育理念を明らかにすることにより、教員だけでなく、児童・生徒、保護者・村民が檜原学園の教育に同一の認識をもつことができる。

なお、小規模校の利点を生かすという観点から、次のような教育理念の例が考えられる。

(例)

「生きる力を身に付けさせるために、児童・生徒一人一人に視点をあてた一貫教育を行う」

##### (3) 檜原学園の活動の方策を記述する。

学園長は、副学園長との合意のもとに、一貫教育基本計画に示された活動の中から当該年度に行うものを転記し、その活動を実行するための具体的な方策（組織、スケジュール、方法等）を示す。

なお、転記する活動は次のように扱うこともできる。

- 活動の名称を変更する。
- 複数の活動をまとめて一つの活動にする。
- 一つの活動を複数の活動に分ける。

また、方策を設定する際は、次のような事柄を踏まえる。

- 檜原学園の教育目標や教育理念
- 児童・生徒の育成上の課題
- 学力観、評価観
- 児童・生徒に対する指導観
- その他必要と思われる事柄

(4) 檜原学園の組織を記載する。

檜原学園の活動を行うための組織は、次のとおりとする。

① 檜原学園長（学園長）及び檜原副学園長（副学園長）

檜原小・中学校長がこれにあたる。

② 檜原学園の取組に関する活動を推進する組織

檜原学園の教育を組織的・効率的に行うために、主として次の活動を行う。

- 檜原学園の取組に関する活動を行う組織の統括及び連絡調整を行う。
- 檜原学園の教育の進捗状況を把握するとともに、推進上の課題についてその対応を協議する。
- その他、檜原学園の教育を組織的・効率的に行うために必要な活動を行う。

③ 檜原学園の活動を行う組織

檜原学園の活動の方策を実行する。

④ その他必要とされる組織

※(3)と(4)は合わせて記述するのが現実的である。

(5) その他必要な事柄を記述する。

### 3. 檜原学園経営計画の検証

檜原学園経営計画は、檜原学園の教育を行う上で中枢的な役割を果たすものであり、檜原学園の教育をより一層充実させるためには、学校評価と併せて、計画の内容をP（立案）D（実施）C（途中検証）A（改善実施）により検証し、その結果を次年度の計画に生かす必要がある。

#### 第5条（報告義務）について

檜原村教育委員会は檜原学園の教育を推進するための条件整備をしなければならない。そのために、檜原村教育委員会は檜原学園経営計画の実施状況を把握しておく必要がある。以上の理由から、檜原学園長は教育長に、檜原学園経営計画における方策の実施状況を毎月の檜原村校長・副校長連絡会で報告し、検証結果を1年間のまとめとして年度末に報告する。

#### 附記について

檜原学園経営計画の作成・実施については、学習指導要領や檜原村公立学校の管理運営に関する規則等の法令とのかかわりに留意しながら行う。檜原村教育委員会と協議しながら行うことが必要な場合も生じる。

〈今後、小・中学校長と教育委員会が協議すること〉

1. 学校運営連絡協議会の在り方

檜原学園運営連絡協議会の設置に伴い、その要綱を作成しなければならない。また、小・中学校それぞれの運営連絡協議会も存続するが、一貫教育校としての学校経営も行うことを踏まえて、その在り方を協議する。あわせて、檜原学園運営連絡協議会との関係も協議する。場合によっては「檜原村立小・中学校運営連絡協議会実施要綱」の改訂も考える。

2. 檜原村校長・副校長会の在り方

檜原学園のスタートに伴い、名称の変更も含めて会の内容を協議する。

3. 一貫教育の檜原村総合計画への明示

一貫教育は村の施策であることを明らかにするためにも、その内容を檜原村総合計画に明示する必要がある。どのような内容をどのような方法で明示するのかを協議する。

4. 檜原学園要覧の作成

檜原学園経営計画をそのまま要覧とするか、別に作成するかを協議する。別に作る場合は、作成する組織や時期を明らかにするが、22年度中に作成するのが望ましい。

5. 檜原学園の学園旗・学園歌の制定

制定するかどうかを協議する。制定する場合は現小・中学校の校旗・校歌との併用が考えられる。

6. 小学校と保育園の接続についての検討時期

ひのはら保育園長の意見を踏まえて、接続について検討する組織や検討を予定する時期を協議する。



# 檜原村立小・中学校一貫教育基本計画第一期計画

平成22年 3月29日  
檜原村小・中一貫教育検討委員会

檜原村の児童・生徒の生きる力を育成するために、一貫教育に関する活動を下記のように示す。

## 記

### I 檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱（要綱）第3条2項による活動

#### ◎一貫教育を行うために必要な取組に関する活動

〈義務教育期間を通じた教育課程の編成・実施に関する活動〉

#### 活動1. 檜原学園の教育目標の設定

【担当：檜原学園】

檜原村の一貫教育の目的である「児童・生徒の生きる力を育成する」ために、子供たちの実態、保護者、村民の願い等を勘案しながら設定する。

なお、児童・生徒の発達段階を考慮して、檜原小・中学校は、檜原学園の教育目標に関連させながら、独自に教育目標を設定してもよい。

（設定形式のイメージ例1）

檜原学園教育目標

- . . . . .
- . . . . .
- . . . . .

（設定形式のイメージ例2）

檜原学園教育目標

- . . . . .
- . . . . .

檜原小学校教育目標

- ◇ . . . . .
- ◇ . . . . .

檜原中学校教育目標

- △ . . . . .
- △ . . . . .

【設定：22年度】

#### 活動2. 檜原学園の教育理念の設定

【担当：檜原学園】

檜原学園の教育目標を達成するために、檜原学園としての教育の根本的な考え方として設定する。教育理念を設定することにより、教員はもちろん、児童・生徒、保護者・村民が檜原学園としての教育に同一の認識をもつことができる。

【設定：22年度】

### 活動 3. 檜原学園の生活時程の作成

【担当：檜原学園】

一貫教育を促進するために、小・中学校の生活時程を、双方の時間割や諸活動を見比べながら作成する。45分・50分の授業時間の違い等があり、小・中学校同一の生活時程を作成するのは困難であるが、可能な限り児童・生徒の授業交流や小・中学校教員の指導交流が円滑に行われるよう配慮して作成する。

【作成：22年度より毎年度】

### 活動 4. 檜原学園の年間行事予定表や月行事予定表の作成

【担当：檜原学園】

一貫教育を促進するために、檜原学園として一つの形式にして作成する。不可能な場合は小・中学校双方の予定表を並列または表裏両面に印刷することで作成に替える。教員はもとより保護者がそれを手元に置くことで、檜原学園としての活動の理解や意識の向上につながる。

【作成：22年度より毎年度】

### 活動 5. 檜原学園の指導計画の作成

【担当：檜原学園】

義務教育期間における児童・生徒の、学習の円滑な継続、授業の効果的实施という観点から、檜原村教育委員会が示した「教科における学習段階の区分と指導形態」に沿い、次に示した教科・領域の義務教育期間を通した指導計画を作成する。

- 各教科（外国語活動・外国語も含む）の年間指導計画
- 道徳の全体計画及び道徳の時間の年間指導計画
- 総合的な学習の時間の全体計画及び年間指導計画
- 特別活動の全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画

このことにより、指導内容の重複や不足の防止、繰り返し指導の必要の有無、指導の時期や内容等に小・中学校教員が共通認識をもてることが期待できる。

なお、教員は、次に示した事柄について共通理解をもった上で、指導計画を作成する。

- 檜原学園教育目標の確認
- 作成時点における児童・生徒の育成上の課題
- 学力観、評価観（活動 7 に再掲）
- 指導観（活動 8 に再掲）
- その他、必要とされる事柄



また、次年度の指導計画の作成は、年度末に、小・中学校の教員が共同で指導計画を検証し加除修正することをもって替えることができる。

(注) 活動5については、指導計画相互の関連を明らかにして作成するとともに、人権教育、キャリア教育・進路指導、食育、国際理解教育、情報教育、環境教育等、様々な教育の中から檜原村の児童・生徒にとって必要と思われる内容があれば、それを指導計画に入れていく。場合によっては、その教育独自の指導計画の作成も検討する。

【作成：22年度より毎年度】

☆檜原村教育委員会が示した「教科における学習段階の区分と指導形態」

カリキュラムの編成にあたっては、文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、義務教育9年間を児童・生徒の成長に合わせ、一期（1～4学年）・二期（5～7学年）・三期（8・9学年）の4・3・2の区分により編成する。主な伸ばしたい点として一期は、基礎・基本を繰り返して習熟を図る反復期、二期は、基礎・基本を生かして思考力・判断力・表現力を身に付ける活用期、三期は、基礎・基本を応用して個性・能力を伸ばす伸長期ととらえるものとする。

学習段階の区分と指導形態のモデル

期	一 期 (反復期)				二 期 (活用期)			三 期 (伸長期)	
学 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
学 習 階 段	繰り返して習熟を図る				思考力・判断力・表現力を身に付ける			個性・能力を伸ばす	
指 導 形 態	学級担任制						専科制		

※専科制については、TT 授業や合同学習も含む。

※専科制の区分については、状況に応じて弾力的に運用する。

## 活動6. 檜原学園の行事・諸活動の実施や交流

【担当：檜原学園】

児童・生徒の交流による豊かな心情や望ましい人間関係の育成、集団性の確保、保護者・関係機関の学校支援の効率化の観点から、小・中学校の行事・諸活動の合同実施（同日開催も含む）を検討し、檜原学園として実施する。

同様の観点から、児童会・生徒会の交流活動、クラブ活動・部活動における児童・生徒の交流や小・中学校教員の指導交流も検討し実施する。

(注) 活動5と合わせて行うことも考えられる。

【検討：22年度より毎年度】

【実施：実行可能な直近の年度より】

## 活動7. 檜原学園の教員の学力観、評価観の確認

【担当：檜原学園】

児童・生徒に不安を生じさせないようにするためにも、また、小・中学校教員の授業における交流を円滑に進める上でも必要である。これは一貫教育を行う上で不可欠の活動であり、

檜原学園研修会等で話し合い、確認しておく必要がある。

【話し合いや確認：22年度より毎年度】

#### 活動8. 檜原学園の教員の指導観の確認

【担当：檜原学園】

規範意識の醸成、授業規律の確立、教育相談等、健全育成に関する活動は同じ指導観をもって指導しないと、児童・生徒は迷ったり、不信感をもったりする。また、授業についても、全教員が当該学年の児童・生徒の実態を共通に把握し、それに伴う指導観を確認しておく（例：少人数集団の授業で起こりがちな児童・生徒の過度の緊張を防ぐために、間違ふことを怖がらないような雰囲気をつくる）ことは一貫教育を行う上で大切なことである。一貫教育に関する活動の方策を設定する際や檜原学園研修会等で話し合い、確認しておく必要がある。

【話し合いや確認：22年度より毎年度】

#### 活動9. 檜原学園の研究授業の実施

【担当：檜原学園】

小・中学校教員が協働して指導方法の研究を行うことは、児童・生徒の学力を向上・定着させるためにも必要である。またこのことは活動5,7,8を検証することにも役立つ。

【実施：22年度より毎年度】

#### 活動10. 檜原学園の学習支援

【担当：檜原学園】

学習が遅れがちな児童・生徒に学力を定着させるには、義務教育期間を通して一貫した学習支援を行うことが必要である。小・中学校教員の指導交流や学習ボランティア等の協力も考えた体制の下に学習支援を行う。

【体制づくり：22年度】

【実施：23年度より毎年度】

#### 活動11. 檜原学園の学習状況票の作成と活用

【担当：檜原学園】

教員が、学年進行とともに児童・生徒一人一人の教科におけるつまずきの状況を引き継ぐことは、きめ細かな指導を計画的・継続的に行う上で必要なことである。そのために、学習状況票（個人カルテ）を作成し、義務教育期間を通して活用することは有効である。学習状況票の内容を児童・生徒や保護者にも知らせる等、活用の仕方によっては、授業に関するだけでなく、三者面談や家庭訪問での意見交換、家庭学習の目標等にも役立てることができ、児童・生徒が自ら学ぶ態度の育成にもつながる。

【様式の作成：22年度】

【内容の記載とその活用：23年度より毎年度】

## 活動12. 檜原学園の実態調査等結果の共通把握

【担当：檜原学園】

檜原村の児童・生徒の実態を小・中学校教員が共通把握することは、檜原学園として一貫教育を行う上で不可欠のことである。そのためにも、各種の学力調査や意識調査等は小・中学校とも共通の種類・内容で実施し、その結果を見せ合う必要がある。特に、児童・生徒の学習上の課題を明らかにし、それを共通把握することは、活動5,7,8,9,10,11に関連することであり重要である。

【共通把握：22年度より毎年度】

### 〈関係機関と連携した活動〉

## 活動13. 関係機関と連携した檜原学園の安全指導及び檜原学園生活指導連絡会の実施

【担当：檜原学園生活指導連絡会】

檜原小・中学校は、檜原村の地理的な特性や最近の社会状況を反映した安全指導として、合同で防災訓練、不審者対応避難訓練、セーフティ教室等を行ってきた。

また、檜原村小・中学校生活指導連絡会は、学校、保護者、関係諸機関が一堂に会し、檜原村の子供たちの健全育成についてそれぞれの活動を理解し合う場として行われてきた。

今後も、檜原学園として安全指導及び生活指導連絡会を実施することで、檜原村の児童・生徒を取り巻く安全指導及び生活指導上の課題を明らかにし、学校、保護者、関係諸機関の連携の下、村ぐるみでその課題の解決を図っていく必要がある。

【実施：22年度より毎年度】

## 活動14. 関係機関と連携した檜原学園教育相談担当者会の実施

【担当：檜原学園教育相談担当者会】

檜原小・中学校教育相談担当者会は、教育相談機能に関することだけではなく、児童・生徒の学校生活の様子を小・中学校それぞれの教員に伝える上でも重要な役割を担ってきた。

今後の課題として、一貫教育の観点から児童・生徒の理解を一層深めるために、スクールカウンセラーや檜原村の子ども家庭支援センター及び教育相談室との連携を強化し広範囲な情報交換ができるような体制の下で、檜原学園教育相談担当者会として同会議を行う必要がある。また、このような会議は、教育相談に関する事案についての関係者の分担や取組等に共通理解をもつことにも役立つ。

【実施：22年度より毎年度】

## 活動15. 関係機関と連携した檜原学園保健委員会の実施

【担当：檜原学園保健委員会】

檜原村小・中学校保健委員会の役割は「児童・生徒自身の健康的な生活行動の確立を目指し、小・中学校9年間を通した系統的な実践と家庭・地域への支援を通して、児童・生徒に健康な生活の向上に必要な資質を培う」ことである。この役割に沿って、同委員会は檜原村

の児童・生徒の健康上の課題について話し合い、それを基に、関係機関と連携しながら児童・生徒の虫歯や肥満等について改善活動を行い、成果を上げてきた。

今後も、同委員会を檜原学園保健委員会として実施することで、児童・生徒の健康上の課題を明らかにし、関係諸機関と連携して村ぐるみでその課題の解決を図っていく必要がある。

【実施：22年度より毎年度】

## ◎一貫教育を行う体制をつくる取組に関する活動

### 〈檜原学園経営計画の策定に関する活動〉

#### 活動16. 檜原学園経営計画の作成

【担当：檜原学園長】

檜原学園長は、副学園長との合意のもと、檜原学園経営計画を毎年度作成する。作成とは次の事柄を具体的に記述することである。

- (1) 檜原学園の教育目標を活動1に基づき記述する。
- (2) 檜原学園の教育理念を活動2に基づき記述する。
- (3) 檜原学園の活動の方策を活動17に基づき記述する。
- (4) 檜原学園の組織を記載する。
  - ① 檜原学園の活動を推進する組織を活動18に基づき記載する。
  - ② 檜原学園の活動を行うための組織を活動19に基づき記載する。
  - ③ その他必要な組織を記載する。
- (5) その他必要な事柄を記述する。

※(3)と(4)の②を合わせて記述してもよい。

なお、作成2年目以降の檜原学園経営計画の作成は、上記の事柄の内容を加除修正したもので替えてもよい。

【作成：23年度より毎年度】

#### 活動17. 檜原学園の活動の方策の明示

【担当：檜原学園長】

要綱第4条2項により、檜原学園長は、副学園長との合意の下、檜原学園経営計画に、この基本計画のIで設定された活動のうち、檜原学園が担当する活動（活動16, 17, 18, 19を除く）の中から当該年度に行うものを転記しその方策を示すものとする。なお、転記する活動は次のように扱うこともできる。

- 活動の名称を変更する。
- 複数の活動をまとめて一つの活動にする。
- 一つの活動を複数の活動に分ける。

また、この基本計画のIIで設定された活動とその方策も檜原学園経営計画に示すものとする。

【方策の明示：23年度より毎年度】

### 〈檜原学園運営組織に関する活動〉

#### 活動18. 檜原学園の活動を推進する組織の活動

【担当：檜原学園】

檜原学園の活動を推進する組織は、檜原学園の教育を組織的・効率的に行うために、主として次の活動を行う。

- 檜原学園の取組に関する活動を行うための組織の統括及び連絡調整を行う。
- 檜原学園の教育の進捗状況を把握するとともに、推進上の課題についてその対応を協議する。
- その他、檜原学園の教育を組織的・効率的に行うために必要な活動を行う。

【活動：23年度より毎年度】

#### 活動19. 檜原学園の活動を行うための組織の活動

【担当：檜原学園】

檜原学園の取組に関する活動を行うための組織は、活動17に示された一貫教育に関する活動の方策を実行する。

【活動：23年度より毎年度】

### 〈檜原学園評価の実施と活用に関する活動〉

#### 活動20. 檜原学園経営計画の評価の実施

【担当：檜原学園】

教員、児童・生徒、保護者が一貫教育をどのように認識しているのかを把握することは、一貫教育を推進する上で不可欠のことである。そのために、活動16に記述された檜原学園経営計画の内容を、P（立案）D（実施）C（途中検証）A（改善実施）により評価する必要がある。特に活動16の（3）の評価は重要である。

【実施：23年度より毎年度】

### 〈一貫教育についての啓発に関する活動〉

#### 活動21. 檜原学園の教育の保護者に対する説明

【担当：檜原学園】

保護者は子供たちの入学・卒業によって入れ替わる。したがって、檜原村ではなぜ一貫教育が必要なのかと思う保護者が毎年出てくるのは必然のことである。このことから、保護者には毎年度、一貫教育について説明する必要がある。説明の内容は、一貫教育の必要性や目的、檜原学園経営計画の他、これまでの取組の経過等を説明する。

一貫教育は学校教育の変革の一つであり、未知の取組が出てくることから、一貫教育によって自分の子供がリスクを負わないかという不安を保護者がもつことは当然である。そのような不安が出るとされる取組については、考えられるリスクに対する方策を立てるとともに丁寧にその内容を説明する。また、少子化の進行に伴い、檜原村の学校教育そのものに

不安を感じる保護者もいることが考えられる。特に就学間近の子供をもつ保護者はその感が強いと思われる。一貫教育は、少人数のハンディを克服する教育や少人数だからこそできる児童・生徒一人一人を大切にすることを効果的に行うものであることを丁寧に説明することで保護者が持つ不安の解消に努める必要がある。

なお、一貫教育の取組には、現在だけでなく将来も視野に入れた長期的な展望の基に行わなければならないものもある。このことを踏まえた上で保護者の理解を求める必要がある。一貫教育に関して保護者から意見を聞いたりアンケートを取ったりする場合もこのことを踏まえて行うことが大切である。

【実施：22年度より毎年度】

#### 活動22. 檜原学園の教育の村民に対する説明

【担当：檜原学園、檜原村教育委員会】

檜原小・中学校は檜原村の学校であることから、檜原学園としての（一貫教育校としての）機能をもつことを村民に説明する必要がある。このことは、一貫教育についての理解を得ることにとどまらず、村民や関係機関による学校支援について協力を得ることにもつながる。説明の内容及び意見の聞き方やアンケートの取り方は活動22に準ずる。

【実施：22年度より毎年度】

#### ☆一貫教育校とは

檜原村では、一貫教育を一つの校種としての学校（一貫校という）で実施するのではなく、小・中学校をそのままにして、義務教育9年間を通して一貫校に近い形で（一貫教育校という）実施する。

#### 活動23. 檜原学園の教育の情報の保護者・村民への発信

【担当：檜原学園、檜原村教育委員会】

檜原村における一貫教育を可能な限り多くの保護者・村民に知ってもらう必要がある。そのためには、説明会を行うだけでなく情報を積極的に発信することが必要である。その内容は児童・生徒の変容を多くすることで保護者・村民の一貫教育についての理解と関心を高めたい。

発信の手段としては、学校便りの活用の他に、檜原学園ニュースの村内配布も考えられる。また、檜原学園としてのホームページを作ることも考えられる。

（注）活動21, 22と合わせて行うことも考えられる。

【啓発：22年度より毎年度】

#### 活動24. 檜原学園の教育について確認する研修会の実施

【担当：檜原学園と檜原村教育委員会】

年度当初に檜原学園研修会を行い、檜原村の一貫教育について確認する。この研修会は、転任してきた教員にとっては檜原村の一貫教育について理解を深める場となるので、檜原学園経営計画だけでなく、一貫教育推進要綱、要綱の詳細と解説、一貫教育基本計画について

も確認する。

【実施：22年度より毎年度】

#### 活動25. 檜原学園の教員としての意識を高める研修会の実施

【担当：檜原学園】

「自分は、義務教育期間のどの期間でどのようなかわり方で檜原村の子供たちを育てていくのか」という檜原学園の教員としての意識を更に高めるために、協働して教育を行うことの大切さが実感できるようなテーマで檜原学園研修会を行う。テーマの例としては次のようなものが考えられる。

- 教員も檜原村民の一員であるという考えから、村民と共に手を携えて教育に当たる意識をもつために、檜原村総合計画における教育の内容や檜原村教育委員会の教育目標・基本方針等について共通理解する。
- 一貫教育の活動は様々である。その活動例を広く求め、かつ学ぶことで檜原村における一貫教育を進める上でのヒントや参考になる実践を教員全員で見付ける。

【実施：22年度より毎年度】

#### 〈一貫教育校としての機能に関する活動〉

#### 活動26. 小・中学校の連携・接続が必要な分掌の確認

【担当：檜原小・中学校長】

一貫教育校という観点から、檜原学園経営計画に示されている組織以外にも、小・中学校の連携・接続が必要な分掌を確認する。場合によっては小・中学校それぞれの運営組織の中に必要な分掌を置くことも検討する。

【確認：22年度より毎年度】

#### 活動27. 檜原村公立学校の管理運営に関する規則の見直し

【担当：檜原小・中学校長と檜原村教育委員会】

一貫教育校という観点から、必要に応じて檜原村公立学校の管理運営に関する規則を見直す。改訂の際には、教育委員会の承認が必要である。

【見直し：22年度】

#### 〈檜原村の特別支援教育の推進に関する活動〉

#### 活動28. 檜原村特別支援教育推進要項の作成

【担当：檜原村特別支援教育推進委員会】

檜原村の特別支援教育を円滑に行うには、関係者の共通意識の上に立った推進要項が必要である。

平成20年3月、檜原村特別支援教育の推進に関する検討会議は、冊子「檜原村の特別支援教育の推進について」を作成した。

この冊子には、特別支援教育に関する国や東京都の動向や檜原村の特別支援教育の現状を

踏まえた檜原村の特別支援教育の理念が定められ、その理念を具現化するための体制や活動が示されている。

檜原村の特別支援教育の中核となるものは、檜原学園における特別支援教育であることから、この冊子の内容を義務教育9年間の観点から見直すことで、檜原村の特別支援教育の推進要項の作成に替えることができる。

【作成：22年度】

#### 活動29. 檜原村特別支援教育推進要項による特別支援教育の実施

【担当：檜原学園特別支援教育委員会】

檜原学園は、檜原村特別支援教育推進要項に基づき、校内委員会である檜原学園特別支援教育委員会（仮称）を中心にして作成した檜原学園における特別支援教育の実施計画を檜原学園経営計画に示し、それを実行する。年度末にはその評価を行う。

【準備：22年度】

【実施：23年度より】

#### 活動30. 檜原村特別支援教育推進要項の検証

【担当：檜原村特別支援教育推進委員会】

檜原村特別支援教育推進委員会は、前年度末に行った檜原学園の活動29における評価を踏まえ、檜原村特別支援教育推進要項を検証する（見直す）。このことにより、檜原村の特別支援教育のより一層の充実を図る。

【検証：23年度より】

（注）活動1～30の中には、平成21年度まで行われていたものも含まれている。

## II 檜原学園長の判断による活動

学園長が必要と判断すれば、副園長との合意のもと、Iに示されていない活動でも一貫教育に関する活動として設定することができる。ただし、この場合は、檜原村小・中学校一貫教育推進委員会の了承を得るものとする。

〈付記〉

この計画に示されている活動は、平成22年度から平成27年度の間で行うものとする。





# 平成22年度檜原小・中学校一貫教育推進要項

## 1 一貫教育校推進要項の基本的な考え

檜原村教育委員会より施策として示された檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱、基本計画第一期計画の趣旨に基づき、互いに一村一校である小・中学校が、児童・生徒の生きる力の育成を図る。そのために義務教育9年間の学びに責任をもち、互いに連携し、共通の認識をもって教育活動にあたる。また、小中一貫教育校の開設のための準備、研究を主とした計画的・系統的な教育実践を行う。

## 2 関係組織と連絡体制（☆活動…要綱第3条2項による活動）

### ○校長・副校長会（4名）

（小）吉野校長・坂本副校長 （中）測上校長・大竹副校長

☆活動…1・2・(18) (19) (20)・26・27・28 (23年度…学園長活動16・17・20)

### ○一貫教育準備委員会（9名）

（小）副校長 坂本・教務主任 南枝・研究主任 奥山・矢萩

（中）副校長 大竹・教務主任 若林・研究主任 宮下・堀田・清水

☆活動…3・4・9・11・12・21・22・23・24・25

### ○Aブロック（A部会）

①国語科部会 （小）井手 （中）若林 ☆活動…5・7・9

②社会科部会 （小）江波戸 （中）高橋 ☆活動…5・7・9

③算数・数学科部会 （小）金子・小島 （中）鈴木達・堀田 ☆活動…5・7・9

④理科部会 （小）奥山 （中）根本 ☆活動…5・7・9

⑤音楽科部会 （小）増渕 （中）宮下 ☆活動…5・7・9

⑥体育科・保健体育部会 （小）岡田信 （中）田中 ☆活動…5・7・9

⑦図工・美術科部会 （小）岡田美 （中）佐藤真・清水 ☆活動…5・7・9

⑧家庭・技術科部会 （小）南枝 （中）丸山 ☆活動…5・7・9

⑨外国語活動・英語科部会 （小）横溝 （中）江藤 ☆活動…5・7・9

⑩養護・特別支援教育（教育相談）部会

（小）桂田・村松・矢萩 （中）金井・佐藤昭・鈴木敦

☆活動…5・7・8・14・15・28・29・30

### ○Bブロック（B部会）

①道徳・人権教育部会 （小）横溝 （中）丸山・佐藤真 ☆活動…5・7

②総合的な学習の時間部会 （小）岡田信・小島・〔坂本〕 （中）江藤・鈴木達

☆活動…5・9

・生活科 ・国際理解教育 ・情報教育 ・環境教育 ・キャリア教育

③特別活動 （小）金子・村松 （中）高橋・田中・〔大竹〕

☆活動… 5・6・9

- |            |            |             |           |
|------------|------------|-------------|-----------|
| ④生活指導・健全育成 | (小) 井手     | (中) 根本      | ☆活動… 8・13 |
| ⑤学習支援部会    | (小) 増渕 江波戸 | (中) 佐藤昭・鈴木敦 | ☆活動…10    |
| ⑥食育部会      | (小) 桂田     | (中) 金井      | ☆活動… 5    |

### 3 合同研修会のもち方

- A部会は毎回、B部会は学期に1回（以上）開くようにする。
- 研究授業は、一貫教育校のための準備、研究のための視点を明らかにして実施する。
- 全体研究授業は3回（以上）実施する。対象学年は小学校は5,6年、中学校は1年を中心に全体授業研究を考える。
- A部会では研究授業は9年間を見据えた視点で対象学年を設定し、その際は、公開授業及び指導案を作成して残す。
- B部会時は、準備委員会を開催する。

### 4 一貫教育準備委員会の活動

- 名称を「小・中一貫教育準備委員会」とする。
  - メンバーは両副校長、両主幹の先生、両研究主任、他小中担当数名の先生による構成とする。
  - 仕事内容は要項内の確認事項と、それ以外に発生した事案について担当する。
- (1) 一貫教育目的を具現化するために、連携内容・具体策、連携組織を策定する。  
※状況によって連携内容・具体策、組織を変更する場合もある。
  - (2) 月1回以上、定例会を行い、一貫教育の進捗状況を把握するとともに、準備、推進上の課題についてその対応を協議する。  
※定例会の内容は副校長が校長に報告をする。報告は村校長・副校長会の前日までに行う。また、臨時会を行うこともある。  
※必要があれば定例会や臨時会に関係主任・担当者も出席する。
  - (3) 一貫教育準備のために、必要に応じて各ブロック部会の役割や会合等に関することを関係部会長に指導、助言する。  
※会合の日時はその役割に応じて適宜設定する。
  - (4) 合同研修会の計画・実施をする。また、進捗状況の確認を行い、研究主題の原案作成、年間指導計画作成の集約、成果と課題をまとめ研究紀要の作成等を行う。
  - (5) 保護者・地域に一貫教育内容や活動を周知し、理解を得るために「連携ニュース」の発行やホームページの作成、村広報向けの原稿作成を行う。また、年間1～2回、保護者向け説明会・報告会の企画等を行う。
  - (6) 研究予算の執行・会計管理・会計報告を行う。  
※進捗状況の確認や各活動の内容を集約するとともに、取組の内容によって各ブロックの組織と役割を分担し、組織的で効率的な運営を図る。
  - (7) カリキュラム作成の職務（内容・方策）
    - 小・中一貫の年間行事予定表や月行事予定表作成する。

- 生活時程の検討をする。
- 次年度の時間割を作成する。
- 各教科の学習状況票（個人カルテ）の今年度より活用を図り、よりよい内容に改善していく。
- 各種学力検査の分析指示、検討資料を作成する。
- 学校行事（マラソン大会同日開催、学習発表会合同開催についての検討、体育大会合同開催に向けた実施計画作成他）の検討をする。
- 児童・生徒の減少化に対応し、小・中それぞれのねらいを尊重しつつ行事の効率化を図る。小・中同時に行う行事について具体的な運営計画を立て、それを児童・生徒、地域・保護者に周知する。
- 運動会・体育大会の合同開催に向け、長期計画に則って計画を推進する。本年度は地域・保護者の理解を得るための広報や説明会の実施に重点を置き、周知、啓発活動を行う。
- その他、準備委員会で依頼された取組についても役割を担う。

## 5 A ブロック

（内容・方策）

- (1) 9年間を見通した22年度の年間指導計画の修正、追加を行い、23年度の年間指導計画を作成する。

（合同研修会、長期休業中等などを利用して教科部会で話し合いを行い、作成する）

- 22年度年間指導計画・評価計画についての研修として部会を行う。
- 小・中の学習指導要領、教科書等を見合って理解し合う等、教科ごとに集まり研究を深める。
- 教科担当者は、小中相互の年間指導計画・評価計画案を説明し、話し合うことで、指導内容の重複、不足、飛躍を是正し、9年間を見通した指導計画を作成する。
- 学習状況票（個人カルテ）の内容に基づき指導と評価の関連を図っていく。

※小・中一貫教育、また23年度の年間指導計画を作成するために、以下の観点について教科ごとに内容を検討し、提言していく。

- ① I～Ⅲ期（9年間における段階的指導の各期におけるめあての策定、今年度は教科ごとに策定）
- ② 実施体制（指導単元・領域、指導方法、指導形態等）
- ③ 期待される効果と効果の測定方法（評価計画）
- ④ 具体的な実施方法

- (2) 指導内容・授業改善に関しての教科部会研修を実施する。

- 22年度の小・中連携授業は原則としてTTの形で行う。小・中学校間の連携授業も検証する。
- 授業交流（連携授業、合同授業、授業参観）、児童・生徒の学習におけるつまずきの実態、互いの授業改善推進プランについて意見交換し、指導内容、指導方法、指導計画、教材開発等についての必要な方策を見出す。
- 上記の内容については、年間を通して適宜、相互交流し、見出した方策を授業改善推進プランや年間指導計画の年度途中での見直しに反映させ、その内容を実践することに努める。

- (3) 合同研修会・研究授業を実施する。
- 研究主題に迫るために、各教科部会で授業実践を行い、学力の向上・定着するため指導法の研究、指導内容の検討、評価の接続を行う。
  - 1、2学期に小・中でどちらか3回合同研修会として研究授業を実施する。(小学校が7・10月、中学校が9月) また、小・中学校教員は必ず1年間に1回以上公開(研究)授業を行う。
  - 合同研修会にあたらなかった教員は、授業公開として小・中教員で参観可能な教員が参観する。
  - 教科等について、年間の成果、課題をまとめ、次年度の方策に生かしていく。
- (4) 養護・特別支援教育(教育相談)部会は、次の方策についても取り組む。
- \*特別支援教育
- 檜原村における特別支援教育要綱に基づき、特別支援教育の実践、研究をしていく。
  - 研究した内容については必要に応じて村教委と連携し、具現化に努める。
  - 地域住民にむけての「発達支援セミナー」を村教育委員会と連携して企画、実施する。
- \*養護教諭
- 保健指導の全体指導計画を作成し実践する。(授業研究も可)
  - 児童・生徒の健康課題や心の課題を明らかにし、情報交換を行うとともに、共通共同の方策を検討し実施する。
  - 児童・生徒・教職員の検診・検査についての内容確認と日程の検討を行う。また、そのことについて教育委員会・学校医・検査機関と協議する。
  - 学校保健についての情報交換を随時行う。
  - 「小中学校保健委員会」の企画と運営を行う。
- \*教育相談
- 児童・生徒の心の課題について情報交換を行い、その内容を生活指導・教育相談に役立てる。
  - 村教育相談室との連携の基に、教育相談担当者が自校の課題について学期ごとに報告し合う。都教育相談センター等より専門的な見地からも助言をいただく。

## 6 Bブロック

### ○道徳・人権(内容・方策)

- 檜原村の特性に合った児童生徒の健全育成のために、全教育活動を通して、新学習指導要領、小中一貫教育の意識の基で、22年度の道徳指導全体指導計画を作成し、道徳教育を実践する。
- 児童・生徒の実態を基に、指導の重点等を話し合い、檜原村の児童生徒の育成上の課題を明確にすることで、小中一貫教育の人権教育計画及び道徳指導全体計画、年間指導計画を作成する。
- 檜原小・中学校が連携した形で道徳授業地区公開講座を行う計画を検討する。

### ○総合的な学習の時間(生活)(内容・方策)

- 総合的な学習の時間の小・中一貫教育の総合的な学習の時間(国際理解教育、情報教育、環境教育を含む)
- 児童・生徒の生きる力の育成を視点に、児童生徒の進路指導の重点等を話し合い、檜原村の児童生徒の育成上の課題を明確にすることで、小・中一貫教育のキャリア教育計画全体計画、年間指導計画を作成する。

- 全体計画と年間指導計画の作成を行い、授業に関しては教科部会の方策を取り入れていく。

#### ○特別活動（内容・方策）

- 新学習指導要領、小・中一貫教育の方針のもとに、豊かな人間性の育成を視点に、児童・生徒の特別活動指導の重点等を話し合い、特別活動全体計画、年間指導計画を作成する。
- 児童会・生徒会活動の交流内容を検討する。
- 中学校部活動への小学校の参加体制、小・中教員の交流を検討する。

#### ○生活指導・健全育成

- 檜原村の児童・生徒の生活指導・安全確保に対応するために、情報交換を行うとともに、共通共同の方策を検討し実施する。
- 児童・生徒の生活指導に関する情報交換を随時行う。
- セーフティ教室、防災訓練、不審者対応避難訓練の小中合同実施に関して担当者に適宜指示する。
- 小・中共通の保護者用防災対策マニュアルを作成する。

#### ○学習支援

- 確かな学力を定着させるための学習支援の体制づくりをする。

#### ○食育

- 食育の全体指導計画を作成し実践する。（授業研究も可）

## 7 小中合同研修会年間計画

- ① 4月7日（水） 全体会：一貫教育推進要綱・小中一貫教育校推進要項、年間計画、組織の確認  
分科会：Aブロック・Bブロック部会
- ② 5月19日（水） 全体会：Aブロックの取組について  
分科会：Aブロック
- ③ 6月16日（水） 全体会：Aブロックの取組について  
分科会：Aブロック
- ④ 7月7日（水） 小学校 研究授業  
授業教科＝外国語活動
- ⑤ 7月21日（水） 全体会：小中一貫教育推進の進捗状況確認他  
分科会：Aブロック・Bブロック部会
- ⑥ 8月27日（金） 全体会：各部会、各連携の進捗状況の確認  
分科会：Aブロック・Bブロック部会
- ⑦ 9月29日（水） 中学校 研究授業  
授業教科＝
- ⑧ 10月13日（水） 小学校 研究授業  
授業科目＝算数
- ⑨ 11月24日（水） 全体会：各部会、各連携の進捗状況の確認、  
分科会：Aブロック

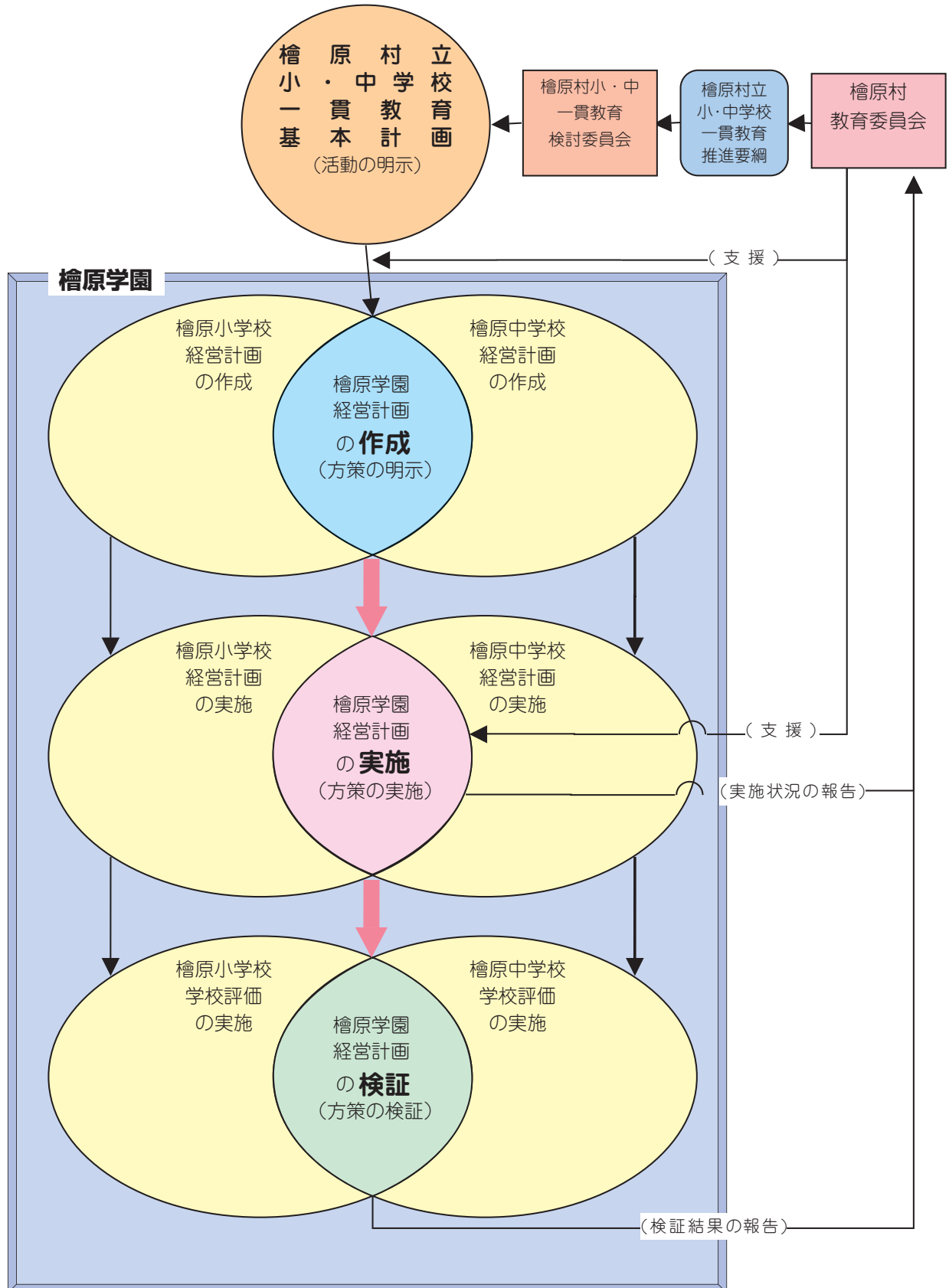
- ⑩ 12月20日（月） 全体会：各部会、各連携の進捗状況の確認、まとめについて  
分科会：Aブロック・Bブロック
- ⑪ 1月24日（月） 全体会：各部年間指導計画等、成果と課題  
分科会：Aブロック・Bブロック
- ⑫ 2月16日（水） 全体会：各部年間指導計画等、成果と課題  
分科会：Aブロック・Bブロック
- ⑬ 3月25日（金） 全体会：年間のまとめ、23年度一貫教育推進要項の確認

## 8 平成23年度にむけて

- 平成22年度作成した各教科の年間指導計画を見直す。
- 平成22年度作成した領域の全体計画と年間指導計画の見直しを行う。
- 平成23年度小・中一貫教育校に向けた具体的な取組を行う。



# 檜原村立小・中学校一貫教育推進構想図



# 檜原村小・中一貫教育検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 檜原村立小・中学校の連携教育の更なる推進を図り、檜原村立小・中学校一貫教育を実現するため、檜原村小・中一貫教育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 検討委員会は、義務教育9年間を通して計画的・継続的な指導の実現させるため、檜原村小・中一貫教育の実現に向けて協議・検討する。

(構成)

**第3条** 検討委員会の委員は、次の各号により教育委員会が委嘱する。

- (1) 檜原村学校教育支援室長
- (2) 檜原村学校教育支援室次長
- (3) 檜原村立檜原小学校校長
- (4) 檜原村立檜原中学校校長
- (5) 檜原村立檜原小学校副校長
- (6) 檜原村立檜原中学校副校長
- (7) 檜原村立檜原小学校教諭 1名
- (8) 檜原村立檜原中学校教諭 1名
- (9) 檜原村教育委員会指導主事 1名
- (10) 檜原村立檜原小学校PTA代表 1名
- (11) 檜原村立檜原中学校PTA代表 1名
- (12) 社会福祉法人ひのはら保育園長

2 検討委員会に委員長をおき、委員の互選とする。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、事業の完了するまでとする。

(会議)

**第5条** 検討委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

**第6条** 会議の庶務は、教育課において処理する。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、会議の議事及びその運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。



## 檜原村小・中一貫教育検討委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職 名	氏 名
檜原村学校教育支援室長	佐 渡 伸 二
檜原村学校教育支援室次長	掛 田 俊 之
檜原村立檜原小学校長	吉 野 一 巳
檜原村立檜原中学校長	瀧 上 勝 則
檜原村立檜原小学校副校長	坂 本 正
檜原村立檜原中学校副校長	大 竹 宣 行
檜原村立檜原小学校主幹教諭	南 枝 弘 之
檜原村立檜原中学校主幹教諭	若 林 秀 一
檜原村教育委員会指導主事	川 元 泰 史
檜原村立檜原小学校PTA代表	野 口 省 子
檜原村立檜原中学校PTA代表	峰 岬 孝 子
社会福祉法人 ひのはら保育園長	土 橋 富 美 子

事務局 檜原村教育委員会 教育課 学校教育係



